

『大分大学教職大学院研究報告』研究倫理教育の受講に関する申し合わせ

令和3年6月23日

教育学研究科運営委員会承認

1. 研究倫理教育の受講については、『大分大学教職大学院研究報告』発行要綱のほかに、この申し合わせの定めるところによる。
2. 受講の対象者は、『大分大学教職大学院研究報告』（以下「研究報告」という。）に投稿される教育実践研究報告書、実践報告及び教育研究資料の単著における著者及び共著における筆頭著者とすべての連名著者とする。
3. 研究倫理教育の受講については、研究報告編集担当が原稿提出の Web フォームにチェック項目を設けて受講の有無を確認する。
4. 研究倫理教育の受講とは、以下の①～③のうち2つ以上の通読または受講を完了するものとする。
  - ① 投稿日において最新の「公正研究推進ハンドブック」を通読していること。
  - ② 投稿日までに、大分大学が開催する「コンプライアンス教育（研修）」を受講していること。「コンプライアンス教育（研修）」のビデオ視聴による受講も可とする。「コンプライアンス教育（研修）」は、投稿する年度に開催されるものを受講することとする。
  - ③ 投稿日までに、日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニングコース：eL Core」を受講していること。本学の受講修了証の有効期間を受講年度から3ヶ年度とする。

附 則

この申し合わせは、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和6年3月1日から施行する。